

地震体験車の貸付、管理及び運用に関する協定

高崎市（以下「甲」という。）、安中市（以下「乙」という。）、高崎市・安中市消防組合（以下「丙」という。）及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合（以下「丁」という。）は、甲の所有する物件の貸付、管理及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の所有する物件の貸付、管理及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（物件）

第2条 本協定の対象とする甲の所有する物件（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

物件 地震体験車 自動車登録番号 高崎830 さ 901

保管場所 高崎市八千代町一丁目13番10号 高崎市等広域消防局内

形態 別添自動車検査証（写し）のとおりに

（物件の貸付）

第3条 甲は、乙に対し、物件を安中市民の防災意識向上のため貸し付けることができる。

2 甲は、乙に対し、甲の行政区域内での使用に影響を及ぼさない範囲において物件を貸し付けることができる。

3 前項の規定による貸付に係る貸付料は、無料とする。

4 乙は貸付を受けた物件の使用において、物件の瑕疵による損害を受けることがあっても、甲に対して損害賠償等の請求をすることができない。ただし、明らかな甲の瑕疵により発生した事故等については、この限りではない。

（物件の貸付上の制限）

第4条 乙は、物件を前条第1項に定める目的以外に使用してはならない。

2 乙は物件の使用において、物件の点検又は故障のほか、他団体の使用に伴う制限があっても、甲に対して損害賠償等の請求をすることができない。

3 乙の行政区域内において、物件の操作中に発生した事故等については、別に定める。

（物件の管理及び運用）

第5条 甲は、次に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。

(1) 地震体験車の運用業務（高崎市吉井町区域を除く。）

(2) 地震体験車の保管業務

(3) 地震体験車の点検整備業務

2 甲は、地震体験車の運用業務（高崎市吉井町区域に限る。）を丁に委託し、丁はこれを受託する。

3 乙は、第3条第2項の規定により貸付を受けた物件の運用業務（安中市の区域内に限る。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。

4 丙及び丁が受託する管理運用業務に係る委託料は、無料とする。

5 管理運用に係る経費（人件費を除く。）については、全て甲の負担とする。

（運用上の責務）

第6条 丙及び丁は、物件の運用に当たっては、交通法規を遵守し、車両の始業前点検及び安全運転の確保に努めるものとする。また、物件の操作については、日頃から操作訓練を実施し、十分に熟知した上で行うとともに、体験者の安全対策には万全を期すものとする。

（業務報告）

第7条 丙及び丁は、委託業務の実施状況について、実施月の翌月に業務実績報告書により、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第8条 丙及び丁は、物件の運行中に交通事故が発生したときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の規定による措置を講じた後、直ちに甲の行政区域内にあっては甲に、乙の行政区域内にあっては乙にその状況を報告しなければならない。

2 丙及び丁は、物件の操作中に事故が発生したときは、体験者の安全の確保に万全を期し、必要な処置を行った後、直ちに甲の行政区域内の事故にあっては甲に、乙の行政区域内の事故にあっては乙にその状況を報告しなければならない。

(事故処理)

第9条 丙及び丁は、物件の運行によって生じた交通事故について、誠意をもって処理に当たるものとし、解決に当たっては、甲が加入する保険を使用するものとする。ただし、損害賠償の額が保険金の金額を超える場合、その他当該保険による解決ができない場合並びに運行に起因していない事故、不可抗力的な事故及び体験者の不注意による事故については、甲の行政区域内における事故にあつては甲、丙及び丁が、乙の行政区域内における事故にあつては甲、乙、丙及び丁が協議の上、解決する。

2 丙及び丁は、前項の規定により事故の処理をしたときは、速やかに書面をもって甲又は乙に報告するものとする。

3 前2項の規定は、物件の操作中に発生した事故処理について準用する。この場合において、第1項中「運行」とあるのは「操作」と、「交通事故」とあるのは「事故」と、「甲が」とあるのは「甲の行政区域内で発生した事故にあつては甲が、乙の行政区域内で発生した事故にあつては乙が」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(覚書の解除)

第10条 甲において、物件を処分するときは、この協定を直ちに解除することができる。

2 前項に規定により協定を解除した場合において、乙、丙及び丁が損失を受けることがあつても、甲はその損失を補償しないものとする。

(有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定に定められた事項は、平成23年4月1日から適用する。

2 前項本文に規定する有効期間の満了の前に、この協定の解除又は変更について、甲乙丙丁いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が誠意を持って協議し、決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 高崎市高松町35番地1
高崎市
副市長

乙 安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

丙 高崎市八千代町一丁目13番10号
高崎市・安中市消防組合
管理者

丁 藤岡市下栗須124番地6
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
理事長